

令和4年 第12回定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金）

午後1時30分～午後2時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和4年 第12回定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和4年12月23日（金） 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（12人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
~~9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔~~
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 9番 岡野 耕藏 委員、11番 山田 定稔 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 10番 宮崎 幸二 委員 12番 小高 陽子 委員

第2 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
令和4年度第4回農用地利用集積計画（案）について

第3 議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和4年度第5回農用地利用配分計画（案）について

第4 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第5 その他

- ・次回総会の日程について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第25号 川村 推進委員

8. 会議の概要

北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和4年第12回の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
議事に入ります前に、委員の皆さまにお願いがございます。議事録の作成ために録音しておりますので、会議中どなたかが発言している際には、極力お静かにお願いいたします。
本日は、岡野 耕藏 委員 と 山田 定稔 委員 が都合により欠席で、農業委員の出席は12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。
急に雪が降ったりして寒くなりました。時化て渡海船が欠航となりましたので、さきほど局長からもありましたように、岡野委員と山田委員が欠席となりました。本日は忘年会を予定しておりますので、できるだけ多くの方の出席をよろしくお願いいたします。
それでは早速ですが、始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任できますでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。
それでは、指名いたします。10番 宮崎 幸二 委員、12番 小高 陽子 委員 をお願いします。
続きまして、日程第2 議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和4年度第4回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第24号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和4年度第4回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。
集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利は無しで、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、田圃が4筆 2,537 m²、畑が3筆 3,276 m²となり、今回の集積計画の合計は、7筆 5,813 m²となります。
次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案第25号で出てきます

配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。

また、一番上の農地につきましては、整理番号を「再設定R4-21」と番号を振り付けておりますが、平成29年から5年間の契約期間が満了することに伴い、その更新のための再設定となります。

貸付期間については、令和5年2月10日から令和15年2月9日までの10年間となっています。

以上で議案第24号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

続きまして、日程第3 議案第25号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和4年度第5回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。

事務局よりお願いします。

北村局長： 議案第25号につきましては、川村推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

<川村推進員 退席>

それでは議案第25号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和4年度第5回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別紙の一覧表のとおりで、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しており、筆数総計8筆7,056㎡の計画となります。

まず、リストの下から2行目の7番の農地につきましては再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。前回の総会で、報告第7号にありました合意解約により、担い手農家に集約化を目的として再配分することになります。配分計画の始期は、令和5年2月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、令和10年2月9日までの5年間となっております。

それ以外の農地につきましては、先程の議案第24号の集積計画の内容とすべて合致

し、配分計画の始期もすべて令和5年2月10日からで、終期が令和15年2月9日までの10年間の契約期間となっております。

それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第25号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第4 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第26号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在 浜津郷字下川〇〇〇番〇、地目 畑、面積 162 m²で、譲渡人は福岡県△△△市の●●●●さん●●歳、譲受人は浜津前目地区の▲▲▲▲さん▲▲歳です。▲▲さんの譲受前の耕作面積は7,208 m²で譲受面積が162 m²であり譲受後の耕作面積は7,370 m²となります。譲渡・譲受の理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためとなります。譲受人は、下限面積も十分にクリアしており、主に水稲作付による農業経営をされていることから、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

以上で議案第26号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。
続きまして、日程第4 その他について を議題とします。

【「農業委員会手帳」の配布について】

【研修旅行の決算報告について】

事務局からは以上です。

松山会長： 皆さまから、なにかありませんか。

(特になし)

無いようでしたら次回総会の日程を決めたいと思います。1月25日(水)はいかがでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。
ありがとうございました。